

## 労働政策審議会令

- 内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条  
第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
- （所掌事務）
- 第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもの（ほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。）
- （組織）
- 第二条 審議会は、委員二十人で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- （委員等の任命）
- 第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者、代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。
- 2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 前項の規定は、専門委員について準用する。
- （委員の任期等）
- 第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査

名 称	所掌事務
安全衛生分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号及び第五十号（労働者の福利厚生に係る部分を除く。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること（勤労者生活分科会及び雇用均等分科会の所掌に属するものを除く。）。
	二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

審議が終了したときは、解任されるものとする。

専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。

3 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職業安定分科会	二 一 二 一 二	会 勤労者生活分科
		（賃金体系及び退職手当（退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るもの）を除く。）に係る部分に限る。）、第四十二号（賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。）第
		四十八号、第四十九号及び第五十号（退職手当の保全措置（労働基準監督官の行う監督に係るもの）を除く。）に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
	一 一 二 一 二	厚生労働省設置法第四条第一項第五十三号から第五十六号まで及び第五十八号から第六十二号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること（障害者雇用分科会の所掌に属するものを除く。）
	一 一 二 一 二	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	一 一 二 一 二	職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看

			障害者雇用分科会
雇用均等分科会	職業能力開発分科会	職業能力開発分科会	会
<p>一 厚生労働省設置法第四条第一項第五十四号（障害者に係る部分に限る。）、第五十七号及び第六十二号（障害者に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）及び障害者の雇用促進等に関する法律施行令の規定により審議会の権限に属させられた事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>一 厚生労働省設置法第四条第一項第六十三号から第六十六号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事務を処理すること。</p> <p>一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号（厚生労働省雇用均等・児童家庭局の所掌に係る部分に限る。）及び第六十七号から第七十三号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第一百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成</p>		護婦等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	

三年法律第七十六号)、短時間労働者の雇用管理の改善等に關する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(第八条第一項を除く。)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。専門委員は、厚生労働大臣が指名する。専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。第二項の臨時委員について準用する。
- 5 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。(部会)
- 第八条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 9 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。
- 10 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 11 部会に置かれる部会にあっては、分科会。以下のこ

の項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とことができる。

#### (最低工賃専門部会)

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第六項から第九項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

#### (議事)

- 第九条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。
- 3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。(資料の提出等の要求)
- 第十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (庶務)
- 第十二条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者

者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附則 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十二年一月六日）から施行する。

内閣総理大臣 森 喜朗

## 労働政策審議会勤労者生活分科会の所掌事務

(労働政策審議会令第6条)

一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号（賃金体系及び退職手当（退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。）に係る部分に限る。）、第四十二号（賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。）、第四十八号、第四十九号及び第五十号（退職手当の保全措置（労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。）に係る部分に限る。）に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。

【参考】厚生労働省設置法第4条第1項

- 四十一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。
- 四十二 労働能率の増進に関すること。
- 四十八 勤労者の財産形成の促進に関すること。
- 四十九 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済に関すること。
- 五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。

二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

【参考】勤労者財産形成促進法

第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、次章第二節、第八条の二、第十四条の二、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 3 厚生労働大臣は、勤労者財産形成政策基本方針を定めるにあたつては、あらかじめ関係行政機関の長と協議し、かつ、その概要について労働政策審議会の意見をきかなければならない。

## 労働政策審議会運営規程

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、「」の規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があつたとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があつたときに会長が招集する。

2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

4 前三項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員一人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行つたときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たつて、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもつて審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に關して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について準用する。

第十一条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に關し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮つて定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。

第十三条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

## 附 則

」の規程は、平成十三年一月十二日から施行する。

## 労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「法」という。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各六人とし、公益を代表するものは、八人とする。

第三条 分科会に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、分科会の所掌事務について、委員等を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

第四条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

- 2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等、幹事及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第六条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、分科会長は、会議を非公開とすることができます。

- 2 分科会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要事項を調査審

議すること。

二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第八条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関する限り、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 分科会に、その所掌事務について調査研究を行う必要があるときは、基本問題懇談会（以下「懇談会」という。）を置くことができる。

2 懇談会に属すべき委員及び臨時委員は、委員等のうちから、分科会長が指名する。

3 懇談会に座長を置き、懇談会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、懇談会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

4 座長は、懇談会の事務を掌理する。

第十条 部会の庶務は厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課、懇談会の庶務は厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課において処理する。

第十一條 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、懇談会について準用する。

第十二条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

#### 附則

この規程は、平成十三年一月十八日から施行する。

#### 附則

この規定は、平成十四年五月二十日から施行する。